

受験資格

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者
- 上記の大学(短期大学を除く)において62単位以上修得した者または学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終えた者